

学術国際貢献特別委員会報告

—学術国際貢献のための新たなシステムについて—

平成6年5月26日

日本学術会議
学術国際貢献特別委員会

この報告は、第15期日本学術会議学術国際貢献特別委員会における学術国際貢献のための新たなシステムについての審議結果を取りまとめて発表するものである。

委員長 渡邊 格（副会長、慶應義塾大学名誉教授）

幹事 肥田野 直（第1部長、東京大学名誉教授）

伊藤 正男（第7部副部長、理化学研究所国際フロンティア研究システム長、
国際対応委員会委員長）

委員 利谷 信義（第2部会員、第6常置委員会委員長、お茶の水女子大学教授）

細谷 千博（第2部副部長、国際大学大学院教授）

島袋 嘉昌（第3部副部長、愛知学院大学教授）

宅間 宏（第4部会員、文化としての学術特別委員会委員長、
電気通信大学レーザー極限技術研究センター長）

中嶋 貞雄（第4部長、東京大学名誉教授）

樋口 敬二（第4部幹事、国際対応委員会幹事、中部大学教授）

内田 盛也（第5部幹事、帝人(株)顧問）

志村 博康（第6部幹事、日本大学教授）

目 次

1. 新システムの背景と経緯.	1
2. 新システムの基本的視点.	1
3. 新システムの内容－学術国際協力機構	
(1) 「学術国際協力機構」の創設.	2
(2) 関連施策の充実と弾力化.	4
4. 新システムの実現に向けて.	5

参考資料

学術分野における国際貢献についての基本的提言 (第116回総会)	6
学術分野における国際貢献についての基本的提言に関する 付帯決議 (第116回総会)	13
学術国際貢献特別委員会における審議経過.	14

1. 新システムの背景と経緯

我が国の科学者を代表する機関たる日本学術会議は、学術の発展を通じた世界平和、人類福祉への貢献を使命として、世界の科学者との協力の下に、学術の向上発達、その成果の普及に努力してきた。学術には本来国境は無く、その成果は人類の知的資産として共有されるべきものである。またそれは応用や技術化を通じて、社会・経済の発展や民生の安定に寄与するものである。こういった認識に基づいた学術的価値観は、広く次世代の人類へと伝承されていくべきものである。

我々の子孫も含めた人類が地球環境問題等、英知を結集して取り組まねばならない課題に直面し、しかも、東西冷戦が終結し、人類の真の平和的共存が可能となってきた今こそ、学術分野での国境を超えた協力が強く求められている。学術分野における国際協力の展開を世界に呼びかけるとともに、自らも人類の共通資産である学術の成果の蓄積に積極的に寄与していくことが、我が国の国際貢献にとって重要な課題となっている。

このような観点から、日本学術会議は、「学術分野における国際貢献について」の会長談話（平成4年10月22日）を踏まえ、平成5年4月22日、「学術分野における国際貢献についての基本的提言」を取りまとめた。学術国際貢献特別委員会は、本提言及びこれに関する付帯決議を受け、提言の中で指摘された「学術分野における国際貢献のための新たなシステム」（以下、「新システム」という）の具体化に関し、会員を始め、関係省庁、経済界等広い範囲から自由な意見を求めつつ、引き続き検討を行った。

その結果、学術国際貢献を更に一層強力に推進していく必要があること、その飛躍的前進のためには、現在の枠組みでは柔軟かつ機動的な対応が困難な場合も少なくなく、何らかの抜本的施策が講じられる必要があるということについて、大方の期待があると判断されたので、これに基づき新システムの在り方を以下のように構想した。

2 新システムの基本的視点

今日の学術の世界では、新しい発想は、科学者の国際的な交流を通じ最先端の知識が国境を越えて集約された結果、産み出されるといってよい。すなわち、人類全体として取り組むべき課題の設定や、それらの解決のために必要な努力も科学者の自由な国際交流により可能となるのである。地球環境問題は、その好例である。

各省庁では、それぞれの政策目的からみた緊急性、優先性に基づき、学術国際交

流を推進しているが、我が国の国際社会における積極的イニシアティブは未だ十分とは言えない水準である。また、広範な分野にまたがる将来の研究課題や現在進行中の国際共同研究の全体像の学術的視点からの把握も強く望まれている。

新システムが必要とされるに至った背景として、先の提言は、資金等の面で国際学術協力支援策が国際的要求水準に達していないこと、個々の学術協力活動相互の連絡・調整が不十分であること、国際学術協力プロジェクトに対して科学者の総意を反映して総合的・機動的判断をなす必要があること、国際学術交流・協力に対する政府、産業界、国民の理解と支援がさらに必要であることなどを指摘している。

このような問題点を解決し、学術分野において国際社会の期待に応える貢献をなすような制度的対応を図るには、次のような視点を念頭に置かなければならない。

① 科学者の意見の反映

具体的な研究活動の担い手である研究者の国際的な学術協力についての考え方が、政府、産業界ひいては国民に十分に理解され、科学者のイニシアティブを尊重した研究活動の支援が行わなければならない。

② 優先すべき課題の提案と機動的な研究支援

現実的な条件の下で、国際的な学術協力が具体的成果を挙げていくためには、研究課題の緊急性、優先性について、総合的視点から判断がなされ、これに基づく迅速な研究活動の組織化が可能でなければならない。

③ 国際的に開かれた研究体制の整備

我が国の研究環境が外国の研究者にとって、研究や教育の場として今以上に魅力あるものになるよう、また、我が国の研究者が国際的な研究活動に参加する際、他国のパートナーとともに活発な研究協力活動ができるよう、施設、資金、人材等に係る制度の充実、運用の弾力化が進められなければならない。

3. 新システムの内容－学術国際協力機構

(1) 「学術国際協力機構」の創設

世界の人々が早急な取組を求めている様々な学術分野での国際協力・交流を、世界に向かって積極的に呼びかけていく姿勢は、我が国の学術研究の受信型から発信

型への脱皮とそれ自身のレベルアップにつながるとともに人類の知的財産の蓄積につながるものである。このような姿勢を上記の三つの基本的視点から具体化し学術研究の国際的動向を把握して優先課題を選定し、限りある研究資源を有効に配分する機能をもつ新しい制度として「学術国際協力機構」（仮称）を創設する必要がある。

その目的と機能は、以下のように想定される。

この学術国際協力機構は、長期的視点に立ち、重要な国際学術プロジェクトに対する柔軟で機動的な対応、地球環境、平和、人権、エイズ問題等地球規模の諸課題に関して優先すべき学術研究課題の発掘・提案、その他各省庁の所管の直接の範囲を超えて総合的に実施すべき国際学術協力・交流プロジェクトについての連絡・調整・推進を目的とする。

この目的を合理的、効果的に達成するため、学術国際協力機構は、国際学術動向の把握と分析、諸課題の整理と重点を置くべき研究課題の策定、民間資金の活用も含む研究資金の確保と配分、研究環境に関する情報提供等の支援等を行う。

これらの業務に関しては、既存制度との整合性に十分配慮すべきであり、学術国際協力機構は、学術分野における国際協力のための既存の諸制度に屋上屋を架すことなく、全く新しい発想や方法論に基づき、既存の研究体制の下では必ずしも迅速かつ効果的に対応し得ない国際学術協力プロジェクトを我が国が世界に先がけて提案していくため、研究資金の確保、研究者の組織化等の面で柔軟で機動的な対応を可能にする制度である。

学術国際協力機構の目的と機能を、以上のように想定したことは、学術に関する今日の世界的な動向とも関連している。

国際的な経済情勢の変化等を背景として、現在、世界的に応用研究を重視しようとする傾向が強まっている。応用研究の重要性は論を待たないところではあるが、こうした傾向が基礎研究の軽視という事態を招くのであれば、それは単に基礎科学の危機であるばかりでなく、学術全体の危機となろう。

こうした事態を打開し、基礎研究のより一層の振興を図るためには発想の転換が必要である。すなわち、高エネルギー物理学や宇宙科学など巨額の研究費を必要とするいわゆるビッグ・サイエンスや、地球環境など地球的規模の取組を必要とする課題については、それぞれの国において研究を推進していくという従来の考え方から、関係各国の科学者が共同で研究計画の立案、実施に当たり、それに必要な研究費も各国が分担していくというような対等互惠の原則に立った国際共同研究プロジェクトとして進めていく方式へ移行していかざるを得ない。

学術分野での我が国の国際貢献は、我が国が世界に先がけて提案するこのような国際共同研究プロジェクトの実行のための具体的ルールとツールを提供していくことである。従って、この学術国際協力機構は、我が国の機構ではあるが、世界の優れた科学者の学術的発想を積極的に採択する国際的に開かれた場とみる視点も重要である。

(2) 関連施策の充実と弾力化

学術国際協力機構と相まって、我が国の学術交流がさらに魅力あるものとなるよう、現在、各省庁がそれぞれの立場から改革改善を進めている学術国際協力・交流施策についても、下記の様な点を踏まえ一層の充実と弾力化が図られる必要がある。また、学術の発展には、学際化、国際化が必然的に伴うものであり、学術国際交流における抜本的規制緩和を図り、各種の制度的障害を排除することは避けて通れない道である。

- ① 世界の学術の進展に機動的に寄与するため、固定研究スタッフを置かず、優秀な研究者が世界中から参集し、最先端の理論的研究課題に関し共同して自由な研究に専念できる世界に開かれた新しいタイプの研究所を整備する。なお、日本学術会議の今期とりまとめた「新しい方式の国際研究所の設立について（勧告）」は、このような発想を具体化したものである。

また、内外の学術情報の交換、特に我が国の学術情報の発信の機能を果たし、国際学術交流のネットワーク拠点となる「学術国際交流センター」（仮称）を整備することも必要である。

- ② 研究者が最先端の知識に接し、自由な討議を交わす機会を増やすなど国際的交流を促進するため、外国人に対する研究資金の支援を含め、より弾力的・機動的に研究資金を確保・活用する。開発途上国との協力に当たっては、ODAの運用に国際学術振興の視点を導入するなど既存制度の活用も図る。また同時に、我が国の研究者の在外研究の支援を重点分野において強化していく。

- ③ 次世代を担う人材の育成のため、各国の学生及び若手研究者を対象とし、渡航先を限定しない国際奨学金制度（日本との間の交流のみならず、例えばアジア域内やアジアから欧米への留学も認める制度）を創設する。

なお、日本学術会議第6常置委員会が今期とりまとめた「国際学術交流・協力基盤の育成方策について」は、上述の視点から現在の具体的制度の改善の方策を

検討した報告である。

4. 新システムの実現に向けて

新システムが可能な部分からできるだけ速やかに実現されるよう関係省庁等各方面の努力を求めるとともに、日本学術会議自体としても、科学者の社会的責任に深く思いを致し、学術国際貢献を推進するため、科学者の総意を結集しつつ、新システムの実現に向けて格段の努力を払っていききたい。日本学術会議としては、まず研究連絡委員会の活動及び関連学協会との連携を一層強化し、加盟している国際学術団体の動向の把握、国際会議への代表派遣、国際会議の主催等の諸活動を体系化し、総合的な学術関連情報の収集・発信を行い、また、我が国の科学者のイニシアティブによる学術研究課題の提案システムの構築を図るとともに、外国からの共同研究の働きかけに対しても、臨時（特別）委員会機能を活用して、科学者の立場から対応を検討し、我が国の科学者の積極的参加を促していくことが必要である。また、その際には学術の発展が人類社会に及ぼす影響をも考慮する必要がある、そのためには所属や専門にとらわれない多方面の科学者の参加と産業社会、公共政策の動向の把握が強く望まれる。

従って、学術国際協力機構の創設に当たっては、学術研究における各省庁間及び官民の役割分担や、各省庁において実施している施策との調整の問題も含め、科学者の意見を吸収しつつ、省庁の枠を超えて、また、産・学・官の総力を挙げて行うことが不可欠である。このため、政府、民間、学界等の関係者からなり、学術による人類社会への寄与という創造的観点に立つ、高いレベルの「学術国際貢献に関する連絡協議会」（仮称）を早急に発足させ、学術国際協力機構に関し、その設置形態（既存関係機関の改組等を含む）、組織編成、運営方法、学術国際貢献のための特別の予算措置等による資金の確保その他具体的課題につきさらに検討を行うことが望まれる。

なお、学術分野の国際貢献の実務に携わる関係者間での意見交換を密接に行い、各界の多様なニーズを汲み上げていくことは、学術国際貢献における我が国の柔軟で機動的な対応への第一歩である。日本学術会議は、連絡協議会が発足した段階でその一員としてこれに参加することになるが、その発足に至るまでは、連絡協議会を積極的に促進する役割を引き受ける考えである。既に第15期においては、本学術国際貢献特別委員会が学術国際貢献に関する産・学・官の意見交換の場を提供してきた。第16期においても、会員はもとより、より広い学界や国際貢献に携わる実務者も交え、創造的な批判や助言を乞うための連絡協議会を積極的に行い、経済社会情勢を見極めつつ、日本学術会議としてこの問題に引き続き対応していくことを切望してやまない。

参 考

学術分野における国際貢献に
ついての基本的提言

日 本 学 術 会 議

{ 平成 5 年 4 月 2 2 日 }
{ 第 1 1 6 回 総 会 }

日本学術会議は、平成3年10月、第113回総会において、「学術研究の国際貢献の重視」を第15期の活動計画の重点目標の一つに掲げた。同総会に出席された坂本三十次内閣官房長官（当時）からも、「科学研究の分野において我が国がどのような国際的貢献をなすべきか（中略）全学問的領域から総合的に検討」するよう依頼された。

これらのことから、日本学術会議では、特別委員会を設置して集中的に審議するとともに、総会、連合部会等において、数次にわたり、会員全員による討議を重ねて来た。

本提言は、学術分野における国際貢献について日本学術会議の基本的考え方をまとめたものである。

1. 学術分野における国際貢献の意義

近年、文明の急速な進歩によって、人類が直面している諸問題の多くは、環境問題を始めとして地球的な連関と規模を持つとともに、世界各国相互の関係が密接となり、一国の在り方についても地球規模の考察が必要とされるに至った。このような世界の大きな変貌に伴い、各国は、諸問題に対処していくに当たって、地球的規模での諸国家間の協力を必要とし、その文化的独自性を保持しながらも、地球的な視点に立って自国の在り方を考えていかざるを得なくなっている。その中で、我が国も、国際社会において、我が国にふさわしい貢献を行うべき状況にある。

学術は、本来、真理の探究を目指す知的活動であり、その成果は広く人類共通の資産として共有されるべきものである。それは、環境問題等全人類が直面する諸課題を克服することに役立つばかりでなく、発展途上国の開発・発展や民生の安定に寄与し、新しい国際秩序の形成を希望に満ちたものとするはずのものである。また、我が国は、第二次世界大戦後、人類の福祉と世界の平和を求めて、人文・社会科学、自然科学を網羅する学術の進歩のための努力を続けてきた。これらを考え合わせると、我が国がその学術を人類共通の資産として発展させることによって、国際社会が直面する諸課題に取り組み、人類の繁栄と世界の平和とに寄与していくことこそ、我が国に最もふさわしい国際貢献であると言える。

東西冷戦が終結し、世界が新しい理想の下に国際的な秩序やシステムを模索している今日、我が国は、国際社会の期待に応じた役割と責任を担わなければならない。この観点から見れば、人類共通の資産としての学術の発展への取組は、早急に実施に移していくべき緊急性を持つものである。

2. 学術分野における国際貢献の在り方

我が国は、世界の学術の成果を礎として我が国の学術の進歩に向けて努力してきたが、これからは、我が国自身が世界の学術の一層の発展のために積極的に貢献していく時を迎えている。

しかしながら、そのためにも、まず考慮されるべきことは、我が国の大学や研究機関等の学術研究体制の整備・充実と国際化である。学術分野における国際貢献の基盤は我が国の大学及び各種研究機関であり、これらの整備・充実及び人材育成による国内の学術研究基盤の確立・強化なくして国際貢献の推進は成し得ないと言えよう。

これらの点を踏まえつつ、学術分野における国際貢献の在り方として、次の点を指摘したい。

(1) 対等・互恵の原則に基づいた国際学術協力の強化

国際学術協力は、全世界を対象とすべきであり、相手国の自主性を尊重しつつ、その歴史・文化・伝統等国情に応じ、対等・互恵の原則の下で、効果的に遂行していくべきものである。また、国際社会において期待される我が国の役割に鑑みると、我が国としては、先進国のみならず、発展途上国との学術協力を重視する必要がある。

さらに、アジア地域については、地理的・歴史的・文化的に我が国と深い関係にあり、それぞれの文化の多様性を理解しつつ、学術協力を一層強化・促進する必要がある。

(2) 国際学術協力の積極的発議等

我が国は、人類の未来を切り開くような国際学術協力の推進について、国際社会の一員として積極的に発議していく必要がある。また、発議する場合のみならず、我が国が

参加を求められた場合には、その決定に関して、科学者の総意を反映させるとともに、計画段階から我が国の科学者の代表が参画するなど、協力関係における我が国科学者の主体性を確保するよう努めるべきである。

(3) 人材育成への協力による国際貢献の推進

学術の発展には研究者の育成が不可欠であり、諸外国の研究者の育成に協力することこそ、学術分野における国際貢献の基礎をなすものである。したがって、我が国の学術研究・教育体制を広く世界に開かれたものにするとともに、我が国で学ぶ研究者・留学生が研究活動に専心でき、かつ、異文化間交流の機会をも得られるような研究環境や住居等周辺環境の整備などを行う必要がある。

(4) 我が国の学術情報の提供・紹介の促進

我が国は、明治以来欧米の学術の導入を図り、それを我が国の長い歴史・風土・文化と融合させつつ発展させてきた。今後とも、創造性豊かな学術の発展への努力を続けるとともに、我が国の学術上の蓄積が活用され、人類共通の資産となるように、我が国の学術情報の提供・紹介に努めるべきである。

(5) 学術に関する国際団体への対応強化

人類共通の資産としての学術を発展させることこそ、我が国に最もふさわしい国際貢献であるという観点からも、学術に関する国際団体に積極的に参加し、支援するとともに、これらの団体の行う各種のプロジェクトにも積極的に参画し、財政的支援を行う必要がある。そのためにも、国内の学術体制の整備に努めるべきである。

3. 学術分野における国際貢献を進めるための提案

前節で述べた我が国の学術分野における国際貢献の在り方を踏まえ、これを推進していくために、以下の事項を提案する。

(1) 我が国からの情報提供機能等の充実・強化

① 学会の支援・育成

我が国の学会は、高等教育研究機関や産業界の研究成果の発表の場として重要な役割を果たしてきた。また、研究者相互の活発な国際交流等を通じて、情報の提供に努めているところである。しかしながら、ほとんどの学会は、資金の不足から、必要な活動も十分にできない状況にある。

学術分野における国際貢献という観点において、非政府機関（NGO）としての学会の果たす役割は極めて大きく、それらが有する情報提供機能を最大限に発揮できるよう、学会の支援・育成を図る必要がある。

② アジア地域における学術研究に関する連携の強化

我が国と地理的・歴史的・文化的な関係の深いアジア地域の学術の発展に資するため、アジア地域の科学者や学術研究機関の間の学術研究ネットワークを拡充・強化することが必要である。また、将来的には、アジアの学術振興のための国際的な組織の在り方について、関係各国の科学者と協議していく必要がある。

(2) 国際学術交流のための支援の充実

① 学術研究機関の整備等

新しい知識の創造と発展は、優れた研究者が集い、切磋琢磨するところから生まれるものであり、研究者の未知への挑戦に対して最も適切な施設・資金・支援システムなどの研究環境を提供することが必要である。したがって、全世界の研究者が日本で研究することに魅力を感じ、充実した研究生活を送れるように、学術研究機関の整備及び適切な運営を図るべきである。

② 来日研究者・留学生への支援の充実

学術分野における国際貢献の第一歩として、各国の人材育成への協力、とりわけ来日研究者・留学生の支援に十分な配慮がなされなければならない。したがって、内外における日本語教育の充実や、来日研究者・留学生の住居、日本人研究者・学生や地

域の人々との交流を可能とする交流施設など生活・文化施設の整備・充実を早急に図るべきである。

③ 海外派遣研究者への支援の拡充

国際学术交流は、相手国の国情に応じた総合的配慮の下に行われる必要がある。したがって、その国の研究者との恒常的な連携・協力を維持するとともに我が国からの海外派遣研究者が必要とする各種情報の提供や連絡・調整などできる人材の当該国への配置など、海外派遣研究者の支援体制の拡充を検討する必要がある。

(3) 学術分野における国際貢献のための新しいシステムの構築

国際的な学術協力については、我が国においても、既に多くの機関がその努力を重ねているところである。しかしながら、投入されている資金等そのための支援は、質・量ともに、未だ国際的な要求に応える水準にまで達しているとは言えない。しかも、現在個別に推進されている学術協力の相互の連絡・調整は、必ずしも十分ではなく、我が国の総力を挙げてこれを推進しているとは言えない状態にある。

また、今後ますます増えていくと思われる各種の国際的な学術協力プロジェクトの立案や協力、参加、推進については、これまで以上に、科学者の総意を反映しつつ、総合的かつ適切な判断を機動的になし得る場を確保しなければならない。

さらに、我が国が国際的な学術協力のための諸施策を強力に推進するためには、科学者の力のみならず、政府・産業界の協力、更には国民の理解等総合的な支援が必要である。

これらの問題点を改善し、学術分野において国際社会の期待に応える貢献をなし得るように、国民の理解の下に、諸課題の整理、必要な資金の確保・配分等を行う新しいシステム（例えば「学術協力機構」）を構築するなど、今後真剣に検討を進める必要がある。

終わりに

日本学術会議は、人類共通の資産としての学術の発展こそが人類の繁栄と世界の平和の

礎となるとの見地から、本提言を取りまとめたものである。

なお、日本学術会議は、今後とも、本提言に基づき、内外の科学者を始め、広く関係各方面の意見を聴きながら、具体的な諸課題について引き続き検討していくことを付言したい。

学術分野における国際貢献についての基本的提言に関する附帯決議

(平成5年4月22日)
(第116回総会)

日本学術会議は、本提言に基づき、国際貢献のための新しいシステムを構築するための

具体的方策を直ちに検討し、その速やかな推進を図る。

学術国際貢献特別委員会における審議経過
(第116回総会(平成5年4月)以降)

平成5年4月23日	第15回委員会
5月17日	第16回委員会
6月7日	第17回委員会
6月22日	拡大役員会(第4回)
7月13日	第18回委員会
7月26日	第19回委員会
8月4日	拡大役員会(第5回)
8月30日	拡大役員会(第6回)
9月3日	第20回委員会
9月17日	第21回委員会
10月5日	第22回委員会
11月2日	第23回委員会
12月6日	第24回委員会(科学技術庁、通商産業省との意見交換)
12月7日	第25回委員会(文部省との意見交換)
12月17日	第26回委員会(経団連との意見交換)
平成6年1月25日	第27回委員会(厚生省、運輸省との意見交換)
1月28日	第28回委員会(郵政省、農林水産省、外務省との意見交換)
3月3日	第29回委員会
4月6日	第30回委員会